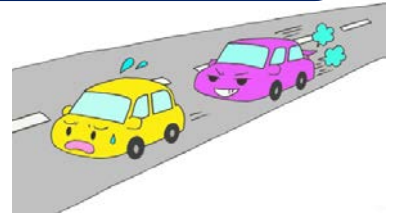


あおり運転は悪質・危険な行為です!!



私たちは、危険な運転を許しません!!
あおられた場合は**冷静な対応**を!!!!



いわゆる「あおり運転」とは・・・

道路交通法上の定義はありませんが、一般的に前方を走行する車に極端に接近したり、パッシングやクラクションで威嚇する等の行為とされています。

このような重大事故につながる危険な運転は、**道路交通法等の法令違反**となります。

兵庫県警では、このようなドライバーに危険を感じさせる悪質・危険な運転に対しては、**厳しい取締り**を行っています。

自分本位ではなく、相手に対する**「思いやり・譲り合い」**の気持ちをもって、マナーを守った運転をしましょう。



あおられた場合は、速度を落として相手を先に行かせるなどして、安全な場所に避難してから110番通報してください。

絶対に相手にしないでください!!

